共生型サービスについて

1 概要

介護保険法等の改正により、介護保険又は障害福祉のいずれかのサービスを受けている事業所が、もう一方のサービスの指定を受けやすくなる「共生型サービス」が平成30年4月1日から設定されました。

そのうち、市が指定権限を有する地域密着型サービスについては、 地域密着型通所介護がその対象となりました。

2 指定申請先

(1) 障害福祉サービス事業所等が共生型地域密着型サービスの指定を受ける場合

指定申請先 野々市市介護長寿課

現在実施している	指定申請をすることができる
障害福祉サービス等	共生型の地域密着型サービス
生活介護	
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	地域密着型通所介護
児童発達支援	(定員 18 人以下)
放課後等デイサービス	

(2) 地域密着型サービス事業所(地域密着型通所介護事業所)が共生型の 障害福祉サービス等の指定を受ける場合

指定申請先 石川県 (障害福祉サービス等の指定担当課)

現在実施している		指定申請をすることができる
地域密着型サービス		共生型の障害福祉サービス等
地域密着型通所介護	\rightarrow	生活介護 自立訓練(機能訓練、生活訓練) 児童発達支援 放課後等デイサービス